

福島県地域福祉支援計画の見直しについて

1 福島県地域福祉支援計画について

(1) 計画の目的

社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものであり、本県の市町村支援の基本方針を定めるとともに、市町村地域福祉計画の策定及び達成に資するため、広域的な見地から地域福祉の推進に関する事項を定めるもの。

(2) 策定時期（現行計画）

平成25年3月

(3) 計画期間（現行計画）

平成25年度から令和2年度 8年間

※本年度で計画期間が満了。

2 計画の見直しについて

(1) 見直しの背景の概要

平成30年の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進をするため、当該計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載し、いわゆる上位計画として定めるよう求められている。

(2) 見直し時期

本年度内に見直しを行う。

(3) 見直しの進め方

計画の見直しにあたっては、市町村等の関係機関への意見照会、社会福祉審議会での審議、ノパブリックコメントによる意見募集により、関係者、学識経験者、県民の方々のご意見を取り入れながら見直しを進める。

○主な関係機関：各市町村、県社協、各市町村社協、地域保健医療福祉協議会等

3 主な関係計画について

○福島県高齢者福祉計画、福島県介護保険事業支援計画、避難地域等介護復興計画

福島県認知症施策推進行動計画

○福島県障がい福祉計画、福島県障がい者計画、福島県障がい者工賃向上プラン、

福島県障がい児福祉計画

○ふくしま新生子ども夢プラン、ふくしま青少年育成プラン、福島県子ども・子育て支援事業支援計画

○福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画

○健康ふくしま21計画

4 見直しスケジュールについて

別紙のとおり

福島県地域福祉支援計画の見直しスケジュール

年度	月	会議等	内容	備考
R2	10月	社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮詢 ・骨子案を審議 	
	11～12月	意見照会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について意見照会、取りまとめ 	<p>【照会先】 各市町村、県社協、各市町村社協、 地域保健医療福祉協議会</p>
	1月	社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案を審議 	
	2月	パブリックコメント 社会福祉審議会(答申)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施、整理、最終取りまとめ ・答申を行う 	
	3月		<ul style="list-style-type: none"> ・計画決定 	